

東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）に起因する理由により、保護者が死亡、又は行方不明となっている乳児及び幼児を対象として、その安定した生活を支援することを目的に給付するみやぎこども育英基金未就学児支援金（以下「給付金」という。）についての申請手続き等について定めるものとする。

(対象者)

第2 給付金の給付の対象となる乳児及び幼児（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、他の都道府県から、この要綱による給付金と同様の資金等の給付を受ける者は除く。

(1) 震災に起因する理由により、生計を一にし、かつ、震災発生時宮城県内に住所を有した保護者（平成23年3月11日現在、胎児であった者にあつては、出生後、生計を一にし養育すべきであった保護者）が死亡、又は行方不明となっている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める者に対しては、給付金を給付することができる。

(給付金の種類)

第3 給付金の種類は、次のとおりとする。

(1) 月額金 一月を単位として給付し、児童の健全な育成に必要な経費を支援するもの。

(2) 一時金 一時に給付し、小学校に入学する際に必要な経費を支援するもの。

(給付金額)

第4 給付金額は、次のとおりとする。

(1) 月額金の額は、一月当たり10,000円とする。

(2) 一時金の額は、100,000円とする。

(給付の申請)

第5 給付の申請をする者は、第2の対象者とする。

1 月額金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新たに給付を受けようとする者にあつては、給付を受けようとする年度の5月1日から同月末日までの間に、みやぎこども育英基金未就学児支援金給付申請書（新規・一時金用）（様式第1号）（以下「新規申請書」という。）を、継続して給付を受けようとする者（以下「継続申請者」という。）にあつては、給付を受けようとする年度の4月1日から同月末日までの間に、みやぎこども育英基金未就学児支援金現況届（様式第2号）（以下「現況届」という。）を、知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 一時金の支給を受けようとする者は、小学校に入学する前年度の1月4日から2月末日までの間に、新規申請書を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(給付等の決定)

第6 知事は、第5第1項の規定による申請に基づき、月額金の給付を決定、又は給付しな

いことを決定したときは、当該申請者に対して、毎年度6月末日までに、みやぎこども育英基金未就学児支援金給付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、第5第2項の規定による申請に基づき、一時金の給付を決定、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して、申請のあった日の属する年の3月末日までに、みやぎこども育英基金未就学児支援金給付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前二項の審査にあたり、知事は、給付金の給付に関して必要な事項を調査するものとする。

（給付の方法）

第7 月額金は、原則として、毎年度4月から9月までの各月分を7月20日までに、10月から翌年3月までの各月分を1月20日までに、第6第1項の規定に基づき給付の決定を受けた者（以下「1号受給者」という。）に対して給付するものとする。

2 一時金は、原則として、第5第2項の規定による申請のあった日の属する年度の3月末日までに、第6第2項の規定により給付の決定を受けた者（以下「2号受給者」という。）に給付するものとする。

（給付の決定の取消し等）

第8 知事は、1号受給者又は2号受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の決定を取り消すとともに、1号受給者については、当該事由の生じた日の属する月の翌月（当該事由の生じた日が月の初日の場合はその月）以後の給付金の給付を打ち切るものとする。

- (1) 第2に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 給付金の給付を辞退したとき。
- (3) 受給者が死亡したとき。
- (4) その他、知事が給付金を給付することが適当でないとき。

（給付の決定の取消しの通知）

第9 知事は、第8の規定による給付金の給付の決定の取消しを決定したときは、受給者（受給者が死亡した場合は、その保護者又は未成年後見人。）に対して、みやぎこども育英基金未就学児支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（給付された給付金の返還）

第10 受給者（受給者が死亡した場合は、その保護者又は未成年後見人。）は、第9の規定による通知を受けた場合において、取消しに係る部分に関し、既に給付金が給付されているときは、知事の命ずるところにより給付金を返還しなければならない。

（届出事項）

第11 受給者（受給者が死亡した場合は、その保護者又は未成年後見人。）は、各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、みやぎこども育英基金未就学児支援金異動報告書（様式第5号）を、知事に提出しなければならない。

- (1) 受給者が給付金の給付を辞退しようとするとき。
- (2) 受給者が死亡したとき。
- (3) 受給者が他の都道府県から、この要綱による給付金と同様の資金等の給付の決定を受けたとき。
- (4) 第5第1項に規定する申請書の記載内容に変更が生じたとき。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年12月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
(平成23年度の特例)
- 2 平成23年度の月額金の給付の申請は、給付を受けようとする事実が発生している者にあつては、第5第1項の規定にかかわらず、平成24年1月4日から同年2月末日までの間に行わなければならないものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。
- 3 第2第1項に該当する者であつて、平成22年度中に第3第1項第2号に該当した者に対しては、当該者の申請により、一時金を給付するものとし、その申請は平成24年1月4日から2月末日までの間に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。
- 4 前二項の規定による申請に基づき、給付金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して平成24年3月20日までに、第6第1項及び第2項に規定する通知書により通知するものとする。
- 5 第2項の月額金及び第3項の一時金の給付は、前項の規定により、給付金を給付することが決定した者の指定する口座に平成24年3月20日までに振り込むことにより行うものとする。

様式第1号（第5関係）

みやぎこども育英基金未就学児支援金給付申請書（新規・一時金用）

年 月 日

宮城県知事 殿

みやぎこども育英基金未就学児支援金の給付を受けたいので、みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱第5の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | | | |
|-------------|-------------------------------|---|------------------------------------|--|
| 給付金の種類 | | <input type="checkbox"/> 月額金（ 年度分） | <input type="checkbox"/> 一時金（ 年度分） | |
| 申請者 | フリガナ | | | |
| | 子どもの氏名 生年月日 | 印 | 平成 年 月 日生 | |
| | 子どもの 現住所・電話番号 | 〒 TEL 通っている保育所・幼稚園() | | |
| 現在の保護者 | フリガナ | 申請者との続柄 | | |
| | 氏名・続柄 | 印 | | |
| | 現住所・電話番号 | 〒 TEL | | |
| 法定代理人 | フリガナ | 申請者との続柄 | | |
| | 氏名・続柄 | 印 | | |
| | 現住所・電話番号 | 〒 TEL | | |
| 死亡又は行方不明の状況 | 死亡又は行方不明となった保護者の氏名 | 申請者との続柄 | | |
| | | 申請者との続柄 | | |
| | 死亡又は行方不明となった保護者の被災場所及び原因 | ① <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 | ② 日時 平成 年 月 日 | |
| | | ③ 状況 | | |
| | 死亡又は行方不明となった保護者が親以外である場合のその事情 | | | |
| 振込口座 | 金融機関名 | 支店名 | | |
| | フリガナ | 預金種別 | | |
| | 口座名義 | 口座番号 | | |

備考 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、添付書類を添付してください。

(裏面)

記載上の注意点

- 1 給金の種類は、該当する□のいずれかにレ点を付けてください。
- 2 申請者欄
 - (1) 申請者は対象となる児童となります。
 - (2) 申請者自身若しくは現在の保護者、未成年後見人等の法定代理人が記載してください。
- 3 現在の保護者欄
現在、児童と生計を一にし、監護している方を記載してください。
- 4 法定代理人欄
児童の未成年後見人の方等を記載してください。
- 5 死亡又は行方不明となった保護者欄
死亡又は行方不明となった保護者が親以外の場合については、その事情がわかる書面等を申請書に添付してください。
- 6 振込口座は、申請者名義を記入してください。
金融機関により子ども本人の口座が作れない場合は、現在の保護者又は未成年後見人等法定代理人の名義を記入してください。

添付書類

- 1 振込口座の口座番号及び口座名義人のフリガナを証する書類
預貯金通帳から口座番号及び口座名義人が記載されているページの写しを添付してください。
- 2 震災に起因する理由によって保護者が亡くなった又は行方不明になったことを証する書類
 - (1) 死亡の場合 … 災害弔慰金の支給決定通知書の写し、死亡届の記載事項証明書(市町村若しくは法務局で発行)、死亡診断書(死体検案書)の写しなど
 - (2) 行方不明の場合 … 災害弔慰金の支給決定通知書の写しなど
- 3 亡くなった又は行方不明になった者が保護者であることを証する書類
戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、世帯全員の住民票の写し(記載事項の省略のないもの)など
- 4 現在の保護者との関係を証する書類
戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、世帯全員の住民票の写し(記載事項の省略のないもの)、公的機関からの通知文書など
- 5 法定代理人との関係を証する書類(「3 現在の保護者」と別にいる場合)
戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、世帯全員の住民票の写し(記載事項の省略のないもの)、公的機関からの通知文書など
- 6 現在の住所を証する書類
住民票の写し(記載事項の省略のないもの)、戸籍の付票の写し、公的機関からの通知文書など
- 7 その他知事が必要と認める書類
申請書に添付された書類により、記載事項の内容に確認ができない場合は、別途知事が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

（表）

みやぎこども育英基金未就学児支援金現況届

平成 年 月 日

宮城県知事 様

受給者（子ども）氏名 _____

現在の保護者の氏名 _____ ㊞

法定代理人の氏名 _____ ㊞

みやぎこども育英基金未就学児支援金の給付に係る _____ 年4月1日現在の現況について、みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱第5第1項の規定により下記のとおり報告し、
_____ 年度分の給付金の給付について申請します。

記

| | | | | |
|-----------|------------------|--------------------------------------|------|-------|
| 受給者の現況 | (フリガナ) 子どもの氏名 | () | | |
| | 現住所・電話番号等 | 〒 TEL () (通っている保育所・幼稚園 _____) | | |
| 現在の保護者の現況 | フリガナ 氏名 ・ 続柄 | () (受給者との続柄 _____) | | |
| | 現住所・電話番号 | 〒 TEL () | | |
| 法定代理人の現況 | フリガナ 氏名 ・ 続柄 | () (受給者との続柄 _____) | | |
| | 現住所・電話番号 | 〒 TEL () | | |
| 振込口座 | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | フリガナ | | 預金種別 | 普通・当座 |
| | 口座名義 | | 口座番号 | |

- 備考 1 **振込口座は、受給者（子ども）名義又を記入**してください。
 2 「法定代理人の現況」は、「現在の保護者」と別の場合に、記入してください。
 法定代理人は、子どもの未成年後見人等が該当します。
 3 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、添付書類を添付してください。

添付書類に係る留意事項

1 必ず添付する書類

対象者（子ども）名義預貯金口座の口座番号及び口座名義のフリガナを証する書類。

※ 預貯金通帳を開いた1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを改めて添付してください。

※ 金融機関により子ども本人の口座が作れない場合は、現在の保護者又は未成年後見人等法定代理人の口座名義を記入してください。

2 上記1の添付書類のほかに必要な添付書類

その他知事が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記（1）の内容について確認できない場合は、別途知事から証明書類の提出を求めることがあります。

様式第3号（第6関係）

みやぎ子ども育英基金未就学児支援金給付決定通知書

先に申請のあったみやぎ子ども育英基金未就学児支援金の_____給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

（給付することを決定した場合）

みやぎ子ども育英基金未就学児支援金の_____給付について、下記のとおり給付することを決定する。

| | | | | | |
|----------|------|----------------------|----------|--|--|
| 申請者 | 児童 | 氏名 | (受給者番号) | | |
| | | 住所 | | | |
| 現在の保護者氏名 | | (受給者との続柄) | | | |
| 法定代理人氏名 | | (受給者との続柄) | | | |
| 給付金額 | | 円 (月額 円) | | | |
| 給付対象 | | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | | |
| 振込口座 | 金融機関 | 預金種別 | 口座名義 | | |
| | 支店 | | 口座番号 | | |
| | | | | | |
| 備考 | | | | | |

摘要 ※ 申請内容に、異動が生じた場合は、遅滞なく「みやぎ子ども育英基金未就学児支援金異動報告書（様式第5号）」を提出してください。

（給付しないことを決定した場合）

みやぎ子ども育英基金未就学児支援金について、次の理由により給付しないことを決定する。

（理由）

年 月 日

申請者（児童） 様
 申請者（保護者） 様
 申請者（法定代理人） 様

宮城県知事



備考 決定した内容に応じて、適宜適用されない部分を削ることができる。

みやぎこども育英基金未就学児支援金給付決定取消通知書

年 月 日付けで決定したみやぎこども育英基金未就学児支援金の_____給付について、
下記のとおり給付決定を取消したので通知します。

記

| | | | | | |
|---------------|----|-----|--|-------|--|
| 受給者 | 児童 | 氏 名 | | 受給者番号 | |
| | | 住 所 | | | |
| 決 定 理 由 | | | | | |
| 当 該 事 由 発 生 日 | | | | | |
| 摘 要 | | | | | |

年 月 日

申請者（児 童） 様
 申請者（保 護 者） 様
 申請者（法定代理人） 様

宮城県知事



みやぎこども育英基金未就学児支援金異動報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 様

受給者(子ども) 住所 _____

受給者(子ども) 氏名 _____

現在の保護者 氏名 _____ ㊞

法定代理人 氏名 _____ ㊞

みやぎこども育英基金未就学児支援金の給付申請等の記載事項等について、下記のとおり異動がありましたので、みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱第11の規定により、報告します。

記

1 異動年月日

年 月 日

2 異動の理由

[_____]

3 異動の内容

| 第11第1項 該当号 | 異動前 | 異動後 |
|---------------|---|---|
| 第1号 | | みやぎこども育英基金未就学児支援金の給付を辞退する |
| 第2号 | | 年 月 日 死亡 |
| 第3号 | | 都道府県名 _____ 給付決定年月日 _____ 年 月 日 |
| 第4号 | 名前 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ () _____ 金融機関名 _____ 支店名 _____ 預金種別 _____ 口座番号 _____ 口座名義 _____ その他 _____ | 名前 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ () _____ 金融機関名 _____ 支店名 _____ 預金種別 _____ 口座番号 _____ 口座名義 _____ その他 _____ |

備考1 該当するものすべてについて、左欄該当号に「〇」印をし、異動前後の状態を記入してください。

2 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、添付書類を添付してください。

添付書類に係る留意事項

1 必ず添付する書類

次の書類を添付してください。

(1) 第2号に該当する場合

亡くなったことを証する書類

※ 戸籍抄本（個人事項証明書）、住民票の除票などで証明してください。

(2) 第3号に該当する場合

他の都道府県から、給付型の資金等の給付を受けることを証する書類

※ 他の都道府県から通知された給付決定通知書等の写しを添付してください。

(3) 第4号に該当する場合

① 氏名又は住所に変更があった場合

氏名又は住所を変更したことを証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、住民票謄本等で住所が記載されたものなどで証明してください。

② 保護者に変更があった場合

新しい保護者との関係を証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、里親制度に基づく措置（委託）決定通知書などで証明してください。

③ 振込口座に変更があった場合

対象者（子ども）名義預貯金口座の口座番号及び口座名義のフリガナを証する書類

※ 預貯金通帳を開いた1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

※ 金融機関により子ども本人の口座が作れない場合は、保護者又は未成年後見人等法定代理人の口座名義を記入してください。

2 上記1の添付書類のほかに必要な添付書類

その他知事が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記（1）から（3）までの内容について確認できない場合は、別途知事から証明書類の提出を求められることがあります。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や住民票の発行に係る手数料については、申請者負担になりますので、証明したい内容を市町村の発行窓口で説明した上で、誤りのないように申請してください。